

【管理運営状況公表様式】

平成29年度 県民福祉プラザの管理運営状況

県所管課	健康福祉部健康福祉政策課
指定管理者	社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団 理事長 佐々木 悟
指定期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日

1 管理業務の実施状況

業務区分	概要
施設の使用許可に関する業務	青森県県民福祉プラザ条例及び青森県県民福祉プラザ規則並びに県民福祉プラザ管理規程に基づき、適切な使用承認、使用料徴収及び県への実績報告を行い、使用料を納付している。
施設の維持に関する業務	清掃、警備等の維持管理の業務について再委託し、再委託にあたっては、競争入札等により受託業者を決定するとともに、当事業団内には他にも社会福祉施設があることから、当事業団のスケールメリットを活かし一括競争入札等により受託業者を決定し、経費節減に努めながら維持管理業務を適正に行っている。

2 管理施設の利用状況

利用指標	年度	計画	実績	計画対比	前年度対比
有料研修室利用者数(人)	H26	117,600	118,003	100.3%	106.2%
	H27	124,000	108,323	87.4%	91.8%
	H28	112,000	103,304	92.2%	95.4%
	H29	114,330	109,550	95.8%	106.0%
有料研修室利用件数(件)	H26	3,471	3,367	97.0%	101.5%
	H27	3,523	3,300	93.7%	98.0%
	H28	3,443	3,124	90.7%	94.7%
	H29	3,430	3,350	97.7%	107.2%

【増減理由】

利用者数は前年度より約6% (6,246人) 増、利用件数は7.2% (226件) 増と増加している。利用者数及び利用件数の増加の理由は、ホームページやパンフレット等による情報発信に積極的に取り組み、県外団体からの使用申込も増えていることが見込まれる。

また、プラザ入居団体は1年先まで仮予約が可能であるため、数日分かつ複数の研修室の予約や直前の仮予約キャンセルも多く、これが利用者数及び利用件数の変動に影響していたものであるが、改善策として、概ね3ヶ月先までの仮予約状況の確認及び早期キャンセルを入居団体に求めることを継続することで、一般利用者の利用機会の拡大につながったものと見込まれ、今後もこの対策を継続していくこととしている。

3 評価結果

評価項目	指定管理者自己評価	県所管課	
		評価	コメント
①サービスの維持・向上に向けた取組みが適切に行われているか。	4	4	職員の接客・接遇マナー向上のための取組に加え、利用者の意見や苦情を把握する体制を構築しており、アンケート結果において職員の応対への満足度が比較的高く評価されている。
②利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	3	3	ホームページやパンフレットを活用して利用情報を提供するなど、利用促進に向けた取組を行っているとともに、地域の学校等との交流に関する取組や障害者就労の場の提供等を積極的に実施している。
③施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	3	3	清掃業務等を効率にも配慮しながら効果的に実施しており、利用者が快適に利用できる状態が保たれている。また、備品や設備の修繕を適宜行い適切に管理している。
④緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	5	5	県民福祉プラザの入居団体に構成された自衛消防組織を設置しマニュアル強化を図るとともに入居団体と合同で訓練を行うなど、災害発生時の対応体制の更なる充実を図っている。
⑤指定管理料が適正に執行されているか。	4	4	施設の管理運営に必要な経費を適正に執行しており、そのうえで、経営上の工夫や光熱水費の節約により経費節減に努めている。
⑥成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	3	3	ホームページやパンフレット等による積極的な情報発信や、仮予約の確認及び早期に利用の有無を確定させるための取組を実施するなど目標達成に向けて努めている。
⑦個人情報の保護に対する体制の構築・取組みを行っているか	3	3	管理業務の実施により知り得た個人情報を要綱に沿って取り扱っており、個人の権利利益を侵害することのないよう、職員研修を実施し、当該管理業務に係る個人情報を適正に取り扱っている。
総合評価	4	4	サービスの維持・向上や利用促進に向けた取組が積極的に実施されており、アンケート結果から利用者の満足度も高いと認められる。また、経費削減に努めながら管理運営が適正に実施されている。

○評価基準

- 5 (秀) : 業務水準書等の内容を上回り、特筆すべき実績をあげている
- 4 (優) : 業務水準書等の内容を上回り、優れた実績をあげている
- 3 (良) : 業務水準書等の内容が満たされている
- 2 (可) : 業務水準書等の内容が満たされず、一部改善を要する
- 1 (不可) : 業務水準書等の内容が満たされず、重大な改善を要する